

令和7年度 第2回市川市入札監視委員会会議録

午後3時30分 開会

霞 委 員 長 令和7年度第2回市川市入札監視委員会を開催します。

令和7年度上半期の発注状況について、報告してください。

契 約 課 審議対象案件は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの令和7年度上半期に契約した設計金額が1千万円以上の案件です。

建設工事は88件で、内訳は価格による一般競争入札が79件、総合評価による一般競争入札が2件、随意契約が7件です。

建設工事に関する業務委託は57件で、内訳は価格による一般競争入札が56件、随意契約が1件です。

DBO方式による一般競争入札は1件です。

発注工事の平均落札率は、工事は全部で88件、そのうち随意契約を除いたものを平均落札率としており、平均落札率は93.26%でした。内訳として、総合評価は件数が2件で落札率は93.78%でした。

業務委託の一般競争入札は56件あり、平均落札率は84.56%でした。

DBO方式の一般競争入札は1件であり、平均落札率は97.18%でした。

なお、工種別と業種別の平均落札率は資料の通りです。

入札状況については以上です。

霞 委 員 長 上半期の資格停止の状況について報告してください。

契 約 課 審議対象期間に資格停止を行ったものは9件で、事業者数も9社です。

板橋建設株式会社は、市川市発注の妙典地区管渠布設工事(R0601)において、令和7年3月1日に作業員が運転するバックホウを後進させた際に、後方を通行していた別の作業員と接触する事故を発生させたため、2週間の資格停止処分を行ったものです。

佐川急便株式会社は、市川市発注の業務委託において、落札したにもかかわらず、人材確保が困難であることを理由に、契約締結を辞退したため、3ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

新明和工業株式会社は、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため、3ヶ月の資格停止を行ったものです。

鴻池運輸株式会社は、令和4年7月から令和5年10月にかけて、元使用人らが共謀して架空の物品購入や作業契約に関する請求書を提出させ、同社に約1億7千万円の損害を与えたとして、会社法違反容疑で大阪府警察本部に逮捕されたため、1ヶ月の資格停止を行ったものです。

丸和工業株式会社は、茨城県猿島郡五霞町における倉庫・事務所増築工事において労働災害を防止するための必要な措置を講じなかつたことによる、工事関係者の死

亡事故を発生させました。労働安全衛生法違反により古河(こが)簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したことから 1 ヶ月の資格停止を行ったものです。

株式会社シーエスは、市川市発注の業務委託において、落札したにもかかわらず、人材確保が困難であることを理由に、契約締結を辞退したため、3 ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

京葉ガスエナジーソリューション株式会社は、千葉県企業局の入札に関する情報を県職員から得たとして、公契約関係競売入札妨害の罪で千葉区検察庁に起訴されたため、12 ヶ月の資格停止を行ったものです。

関東建設工業株式会社は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、逮捕されたことを受け、6 ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

株式会社中央技術コンサルタンツは、宮城県気仙沼市発注の道路設計業務に関する入札において、公契約関係競売入札妨害の疑いで、逮捕されたことを受け、6 ヶ月の資格停止処分を行ったものです。

資格停止の状況は以上です。

三木 委 員 資格停止を行う際は、逮捕か起訴かによって処分の区別をしているのでしょうか。

契 約 課 長 はい。市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準に基づき必要な措置を講じております。本市の基準は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の資格停止モデルに則り定めたものであります。

逮捕又は公訴を提起されたときに資格停止をはかるものは、入札の公正を害する極めて悪質性の高い贈賄や競売入札妨害又は談合があったときです。

一方で、入札の公正を害する極めて悪質性の高いとまでは言えないような、一般的な事件については、公訴を提起され又は拘禁刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたときに資格停止の措置を講じます。

【 審議案件1 市川第5-2処理分区汚水管渠布設工事 (R0708工区) 】

霞委員長

1者入札の理由及び背景について、説明してください。

下水道建設課長

当該工事は、特殊な工法や特別な材料等を用いるものではなく、一般的な施工内容の工事であります。

本件は、入札制度を改正した後に公告した案件であり、改正後の取扱いに基づき、予定価格を公告時に公表しております。

このため、事業者において入札参加を検討する段階で、自らの積算結果が予定価格の範囲内に収まらないことを把握できるようになりました。

その結果、予定価格を上回る見込みがあると判断した事業者が、入札参加申請を見送る事例の1者入札が増加した一因と考えられます。

【 審議案件2 市川南第4排水区地盤改良工事 (R0701)】

三木委員 本件では、現工事を行っている勝美建設株式会社との間で随意契約を締結したものであり、随意契約とした理由も合理的なものと考えられる。

ただ、実際に同社とどのような契約を行ったのかが明示されていない。

同社と随意契約をすること自体はメリットが大きいとしても、だからと言って本工事自体の代金が高くなつていいということにはならないはずである。

1. 本工事の代金はどのようにして定めたのかを教えていただきたい。

2. また、一般に随意契約における契約代金は、どのようにして算出するのかを教えていただきたい。

下水道建設課長 1. 一般競争入札案件と同様に、県の設計基準や単価を用いて積算し、設計金額を算出しております。その設計金額を基に予定価格を決定しました。

随意契約の場合、共通管理費および一般管理費に用いる率は、現工事価格と合算した金額に基づき算出されるため、当該工事を一般競争入札にて発注するよりも、共通管理費および一般管理費が安くなります。

2. 前述のとおり、県の設計基準や単価を用いて積算し、設計金額を算出しております。

三木委員 この工事は、既に実施している工事に付随する内容であるため、随意契約を行うことで経費が抑えられることから、随意契約としたということでよいでしょうか。

下水道建設課長 お見込みのとおりです。

三木委員 価格について交渉があるものなのでしょうか。

下水道建設課長 県の積算基準に基づいて積算をしているため基本的にはありません。

本工事は、下水道建設課の積算通りの契約をしております。

【審議案件3 公共下水道長寿命化対策改良工事（R0701）】

齋 藤 委 員

工営建設株式会社は本期間ににおいて4件落札しており、各入札における対予定価格率は下記の通りです。

No.2 市川市西浦処理区汚水管渠布設工事（R0724工区）（94.85%）

No.26 公共下水道長寿命化対策改良工事（R0701）（総合評価一般競争入札）（94.75%）

No.30 塩浜地区函渠布設工事（R0701）（94.86%）

No.31 クリーンセンター駐車場等整備工事（随意契約）（99.88%）

このように、工営建設株式会社の各入札における対予定価格率には、随意契約となつたNo.31を除くと94.75%～94.86%であり、ばらつきがほとんどありません。

この結果については、当該業者が使用するソフトの性能などの要因も考慮されるところですが、対予定価格率が94%代のNo.2・No.26・No.30のうち、No.26は総合評価一般競争入札となっているため、No.26の入札についての説明を求めます。

下水道建設課長

本工事の工事内容は、老朽化の進んだ下水道本管の改築及び陶管による取付管を塩ビ管に交換するものです。

総合評価一般競争入札にて発注した理由につきましては、本市の「総合評価一般競争入札」を適用する基準に基づき選定いたしました。

次に、本市の「総合評価一般競争入札」を適用する基準についてご説明します。工事の契約方法については、工事担当課、契約課、技術管理課が協議して決定しています。その際、原則として設計金額が5千万円を超える工事で、技術提案を求めることにより「1) 総合的なコストの縮減が図れるもの」、「2) 品質管理の方法及び工事目的物の性能等の向上が図れるもの」、「3) 環境及び安全等の第三者への影響が抑制されるもの」のいずれかの効果が期待できるもの。かつ、工事の内容が「4) 過去に類似工事の施工実績が無い又は少ないもの」、「5) 近年同種の工事で事故または苦情等が発生し、事前に施工方法の確認を行いたいもの」「6) 工事の実施にあたり懸念される内容があり、事前に施工方法の確認を行いたいもの」を優先し、「総合評価一般競争入札」の対象としています。

本件は、下水道管の老朽化に伴い、令和7年度から本格的に管更生を行う工事で、品質の確保、確認方法等についての技術提案、施工計画を求めるもので、「3) 環境及び安全等の第三者への影響が抑制されるもの」、「4) 過去に類似工事の施工実績が無い又は少ないもの」に該当し、総合評価一般競争入札を行つたものです。

技術管理課長

次に、総合評価一般競争入札のプロセスについて説明します。

総合評価一般競争入札の手続きには、「入札公告までの段階」及び「落札者を決定する段階」という、大きく分けて2つの段階があります。

まず、「入札公告までの段階」では、公告に明示する「落札者決定基準」の内容を審査・決定します。本件は、発注担当課が作成した「落札者決定基準」を、総合評価審査委員会にて審査し、学識経験者の意見聴取を行い、資格審査会において落札者決定基準を決定し、6月25日に公告を行い、入札参加者を募りました。

次の「落札者を決定する段階」では、公告に対応して参加企業から提出された技術資料を評価します。本件は、発注担当課による評価内容と評価点を総合評価審査委員会にて審査し、管財部長の決裁に諮ったうえで最終決定しました。その後、開札を実施し、入札価格と技術評価点による総合評価を行い、落札者を決定したものです。

総合評価競争入札は、このように、複数の審査を行う、慎重な手続きを経て、落札者の決定に至るプロセスとなっております。

尚、落札者を決定する段階における恣意性の入り込みの防止として、審査事務を行う職員をはじめ、審査を行う委員や学識経験者に対して、入札参加者に関する情報を秘匿して審査を進めることによって徹底しているところであります。

本工事につきましては令和7年8月6日に入札を行い工営建設株式会社1社が予定価格率94.75%の価格で応札し落札業者として決定しております。

また、落札率が94.75%となった理由については、令和7年6月1日より、市川市では工事の予定価格が事前公表となり、応札できる金額が見積しやすくなつたためと推察されます。

霞 委 員 長 学識経験者とはどのような方でしょうか。

技術管理課長 千葉県市町村等総合評価支援要綱に基づき千葉県が委嘱した大学の教員等の学識経験者から意見を聴取しております。

【審議案件4 市川市立塩焼小学校受変電設備改修工事】

三木委員 本件は電気工事であり、最低制限価格を下回る2番から7番の業者が失格となり、7番目に安い値で入札した業者が落札している。

まずはこの電気工事の内容、予定価格及び最低制限価格を算出した根拠（内訳）を説明願いたい。

そして、最低制限価格を下回った業者は、どの項目の見積りを見誤り、何故このような最低制限価格を下回る価格で入札したと考えられるかを伺いたい。

設計監理課長 1. 電気工事の内容の説明を説明いたします。

本工事は、塩焼小学校の受変電設備であるキュービクルが設置後40年以上経過しており、経年劣化による雨漏りや短絡事故等の危険性が高いことからキュービクル本体の撤去および新設を行うものです。また、地域への波及事故を防止するための高圧気中負荷開閉器（PAS）や高圧ケーブルの交換も併せて行います。その他、キュービクルの基礎や安全管理のためのフェンスなどの付帯工事も含んでおります。

以上が、主な工事内容となります。

なお、キュービクルとは、電力会社から送られてくる高圧の電気を低圧に変換する機器や事故発生時に電力を遮断する機器、電力を計測する機器等を収めた箱状の構造物のことです。

次に、最低制限価格を下回った業者について、何故最低制限価格を下回る価格で入札したと考えられるかを説明いたします。

詳細な内訳書がないため、どの項目について金額に差異があったのかは分かりませんが、本工事の直接工事費のうち約80%がメーカー見積りによるキュービクルの金額が占めていることから、キュービクルの金額によって差異が生じたのではないかと推察しています。また、共通費については市の積算よりも各社、全体的に低い傾向がありました。

予定価格の算出におけるキュービクルの積算根拠は、キュービクルメーカー三社から見積りを徴収し、そのうちの最低価格を採用しています。その最低価格に、別途、資材価格特別調査業務委託を実施して算出された査定率を用いて見積価格に乗じて単価を作成しています。

キュービクルについては各業者の仕入れ価格などの取引状況によっても差異があると考えられます。見積りによるキュービクル以外の単価や労務費及び共通費については千葉県単価および公共建築工事積算基準を基に設計しております。

また事前照査を行ったうえで機器の仕様等を決定して記載しており、仕様において入札参加者からの質疑は無かったことから積算についてはそれぞれ適切になされたものと推察しています。

最後に、本工事は年度当初に公告した電気工事単独の入札案件であることから受注したい意欲のある業者が多かったことで競争率が高まり、低い金額での応札が多かったのではないかと推察しています。

契約課長 予定価格及び最低制限価格を算出した根拠について、説明いたします。

予定価格は、市川市財務規則に基づき決定しております。工事の場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を積み上げて予定価格が算出されます。

市川市低入札価格調査制度に関する要綱の別表第1に定める契約の区分に応じて、1円未満を切捨てした予定価格算出の基礎となった額の合計額をそれぞれの業務で算出し、その合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額としております。

ただし、その算出した額が、上限額を上回った場合は上限額、下限額を下回ったりする場合には下限額として千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額としております。

三木委員 本工事はキュービクルの金額の影響が大きいということですが、品物が大きく直接工事費の割合を占める場合の最低制限価格の範囲を検討することはできないか。

契約課長 最低制限価格の範囲等は、国の算定において決定したものを基準としているため、本市が独自で変更することは難しいと考えます。

三木委員 予定価格の上限割合や下限割合を簡単に動かせないということは理解しましたが、見積もり単価をどのように実態とあわせるか工夫をしていただければと思います。

【 審議案件 5 市川第 4-4 処理分区実施設計業務委託 (R0704)】

- 霞 委 員 長 1. 最低制限価格で入札した業者が 27 者、最低制限価格 +1,000 円で入札した業者が 20 者あるが、このように多い理由は何か。
2. 最低制限価格は事前に公表しているか。
3. 結果的に落札はくじにて行われているが、その場合、業務結果の品質はどのように担保されるのか。

下水道建設課長 最低制限価格で入札した業者が 27 者、最低制限価格 +1,000 円で入札した業者が 20 者といった多くの業者が参加している理由について説明いたします。

当課の実施設計業務委託の積算は、一般販売されている一般財団法人経済調査会が発行する「設計業務等標準積算基準書」等を基に積算を行なっており、労務単価等についても公表されている「千葉県積算基準」の単価を採用しております。

そのため、応札者が市の積算価格（予定価格）を正確に算出することは可能な状況にあると思われます。

最低制限価格につきましても、「市川市最低制限価格制度に関する要綱」が公表されており、応札者が積算価格を基に最低制限価格を正確に算出することが可能な状況にあると考えられるため、これまでの同種の業務委託の入札がくじによる落札であること踏まえ、多くの事業者が最低制限価格により応札しているものと推察いたします。

また、最低制限価格は千円未満切捨てで決定されており、当該業務委託の最低制限価格を決定した際に切捨てとなった金額は 982 円になります。そのため、事業者が最低制限価格を計算する際、積算の過程での 20 円程度の誤りにより、切捨ての計算の結果、最低制限価格より 1,000 円高い金額で入札した事業者が多かった理由であると考えられます。

なお、本件業務委託をはじめとする当課の実施設計業務委託に、多くの事業者から応札がある要因としては、対象を市内事業者に限定せず、千葉県内に本店または支店を有する事業者としていること、ならびに、現在、公共下水道の普及率が低く、公共下水道工事を前提とした同種の業務委託を多数発注している本市のような自治体が、全国的にあまりないことが一因であると考えられます。

契 約 課 長 最低制限価格は事前に公表しているかについて、説明いたします。

最低制限価格は、事前に公表しておりません。なお、市川市が発注する案件は、すべて、最低制限価格の公表を入札前に行っておりません。

なお、令和 7 年 6 月 1 日以降の公告より、建設工事の発注のみ予定価格を事前に公表しておりますが、建設工事に関連する業務委託については従前どおり予定価格の公表は入札後としております。

次に、業務結果の品質の担保について、説明いたします。

市では、公共工事の品質を確保するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、設計書や仕様書を適切に作成し、適正な予定価格を設定しています。

また、業務の規模や内容に応じて、入札に参加できる業者の資格を設定すること

で、誠実に仕事を行う能力がない業者や、不正を行うおそれのある業者が入札に参加できないようにしています。こうした仕組みにより、入札時点において不誠実な業者が入り込まないように制限をかけています。

さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に準じ、入札金額の内訳書の提出を求めるなど、見積内容の妥当性を確認し、不正や不適切な契約を防いでいます。

契約後は、市が責任をもって業務の進め方を確認し、必要な監督や検査を行うことで、品質の確保に努めています。

こうした取組みにより、市では、現在及び将来の公共工事等の品質確保に努めています。

三木委員 市川市は公共下水道の普及率が低いということですが、他の市との比較を説明してください。

下水道建設課長 本市の下水道普及率は80.2%であり、約10万人の未普及区域が残っている状況ですが、他自治体の普及率は約9割となっております。本市のような人口密度の自治体で大都市では概ね整備が進んでおり、全国的にも珍しい状況です。

外環道路の下を通る下水道本管の県整備が遅れたことによることが、主な原因です。

霞委員長 外環の影響であるということですが、松戸市も同じような状況でしょうか。

下水道建設課長 松戸市は、本市とは異なり、外環道路下の下水道本管以外の系統を活用しており、その系統で大多数の区域の下水を取り込めたこともあり、普及率は高い状況です。しかし、松戸市は市川市を通って外環道路下の下水道本管に流入するものもあるため、本市の整備待ちとなっている状況です。

【 審議案件6 市川市次期クリーンセンター整備・運営事業】

齋 藤 委 員

本事業は落札価格が 66,080,000,000 円（税抜）と本期間において最も高額であるため、本審査会において入札に関する説明を求めます。

クリーンセンター建設課長

まず、総合評価一般競争入札を採択した理由を説明いたします。事業者選定につきましては、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（平成18年7月）」に基づき手続きを進めており、総合評価一般競争入札（以下、総合評価方式）を積極的に導入することが適切であるとされています。

本事業において総合評価方式を採用した理由は、高度な専門性が求められる事業であるため、「価格」だけでなく「施設の品質」や「技術的な優位性」を総合的に評価し、最も優れた事業者を選定することで、公共工事の品質確保と長期的な経済性の両立を図るためです。

具体的には、①から③の理由から総合評価方式を採用しました。

① 公共工事の品質確保の促進（品確法への対応）

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されています。

総合評価方式では、価格に加えて、競争参加者の技術的能力の審査や、品質向上に係る技術提案の優劣を総合的に評価することで、価格と技術（品質）が両立した最も高い評価の者を落札者とします。

② 競争性と技術力の向上促進

DBO 方式による一括発注は、民間事業者の技術的な提案や創意工夫が施設の品質や経済性に直結します。

総合評価方式を導入することで、民間企業は単に価格を下げるだけでなく、技術力競争を通じて施設の性能向上、長寿命化、維持管理費の縮減、環境対策などに優れた提案を行う動機付けとなります。

これにより、技術革新が期待できるとともに、談合が行われにくい公正で透明性の高い競争環境が整備されることが期待されます。

③ 長期的かつ総合的な経済性の追求

クリーンセンターは40年にわたって使用されるため、建設費（イニシャルコスト）だけでなく、運営・維持管理費（ランニングコスト）を含めたライフサイクルコスト（LCC）の観点から経済性を評価することが重要と考えています。

総合評価方式では、建設費用だけでなく、技術提案に盛り込まれた施設の性能向上や維持管理費の縮減効果といった長期的、総合的な経済性も評価対象に加えることができるため、長期的な視点で最も経済的かつ効率的な事業の実現を図ることができます。

プロポーザル方式ではなく総合評価一般競争入札を採用した理由についてです。最大の理由は、本事業が「達成すべき性能や要求水準を明確に設定できる」事業であったためです。

プロポーザル方式は、一般的に、事業内容や仕様が未確定な段階で、事業者から自由度の高い技術提案を受け、最適な提案者を選定し、協議の上で契約内容を固めていく手法です。

一方、本事業は廃棄物処理施設という目的が明確であり、DBO方式（性能発注）を採用する上で必要な「要求水準書」において、処理能力、環境基準、安全性などの性能を具体的に示すことが可能でした。

このように要求性能が明確な場合、価格と技術（品質）の両面から総合的に評価し、最も優れた事業者を競争入札で選定する「総合評価一般競争入札」が、公正性・透明性・経済性の観点から最も適していると判断しました。

落札者決定までの経緯について、概略を説明いたします。

令和6年8月2日 入札公告

令和6年9月11日 入札参加資格確認結果の通知

令和6年12月9日～16日 入札書及び事業者提案書の受付期間

令和7年1月24日 提案内容ヒアリング

令和7年2月20日 開札

令和7年2月21日 落札者の決定及び公表

総合評価一般競争入札の結果についてですが、本事業は、上述のとおり、総合評価一般競争入札方式を採択しており、最低価格の事業者が落札者となるものではなく、価格点と非価格点（技術評価点）を合わせた総合評価値によって、落札者を決定します。

落札者（バラグループ）の技術提案は、市の期待した創意工夫と事業の安定性を極めて高いレベルで実現できるものであり、また市が要求する水準を大きく上回る優れた提案であったことから、価格面においては、他グループが優れていたものの、非価格点において、落札したグループの提案が総合的に高く評価されたものです。

霞 委員長 以上で抽出案件の審議を終了します。

次に、建設工事に係る入札制度の見直しに関して、私から意見がありますので、意見を述べさせていただきます。前回は、市職員と業者との間で不祥事があったと記憶しておりますが、再発防止に向けての取り組み状況、その取り組みの成果等があれば、報告してください。

契約課長 令和6年度に本市職員(当時)による収賄及び秘密漏えいの事案が発生したことを受け、総務部において、再発防止及び職員のコンプライアンス意識の醸成を図るために、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。

この事案を踏まえた入札制度の見直しについては、資料右上の「入札制度の見直しのポイント」のとおり、「市職員への働きかけ・情報漏えいの防止」及び「競争性の確保の徹底」の2つの対応方針のもと、「予定価格の事前公表」や「入札公告時における積算根拠の明示」等を行い、入札の透明性及び公平性の向上を図っております。

新制度は本年6月1日から適用しており、現時点で5か月が経過しております。

制度改正による入札結果の変化は、「落札率が低下」と「1者入札が増加」です。

資料左中段の「入札者数別落札率の表」をご覧ください。

改正前(令和5年度)の平均落札率94.81%に対し、改正後(令和7年10月末現在)は93.04%と1.77ポイント低下しており、一定の効果が見られます。

一方で、1者入札の割合は改正前の14.5%から42.1%へと27.6ポイント増加しております、競争性の観点から引き続き注視が必要な状況です。

また、新制度の運用徹底を図るため、10月末より全職員を対象に制度理解度の確認テストを実施いたしました。今後は、この結果を踏まえ、研修内容の充実や制度運用の改善につなげてまいります。

引き続き、入札制度の透明性及び公正性の確保に努めるとともに、再発防止の取組を継続的に推進してまいります。

霞 委員長 引き続き、このような形で取り組んでいただければと思います。

齋藤委員 2024年にクリーンセンターにおいて施工費の未払いがあったと思うが、入札にならないものであったのでしょうか。

契約課長 燃却炉の修繕と保守を行っている事業者しか行うことができない入札に適さない案件であったため、随意契約を行うべきものでしたが、契約をせずに履行させていたことと未払いがあったことが問題となったものです。

三木委員 1者入札が増加したということは、働きかけをしているようにも思えます。

契約課長 1者入札が増加した点については、注視していくたいと考えています。

三木委員 注視をどのようにしていくかといったこと等を色々と検討していただければと思います。

午後4時40分閉会